〇 主文

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴人代理人は、「原判決を取消す。被控訴人が控訴人に対し昭和四五年三月六日付でした、不動産取得税を六六二、三一〇円(ただし、昭和四九年九月一七日付で一部取消された後の金額)とする賦課決定処分を取消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴人代理人は主文同旨の判決を求めた。

当事者双方の主張及び証拠関係は、次に付加するほか、原判決事実摘示のとおりで あるから、これを引用する。

(控訴人代理人の主張)

一、本件賦課決定処分は、現行の税務行政自身が非課税扱としているものを敢えて 国民に不利益に変更するものであつて、地方税法七三条の二第一項の解釈を誤つた ものである。すなわち、現在の自治省は離婚による財産分与に伴う取得財産に関す る不動産取得税の取扱について昭和四二年自治大税務別科質疑回答(甲第一七号 証)によつて非課税扱をしており、現に本件の場合でも原判決目録ー7、8の不動 産の取得について兵庫県灘財務事務所、同目録9の不動産の取得について三重県上 野県事務所から、それぞれ一旦課税決定を受けたが後日控訴人の事情の説明によつ てこれを取消している。

二、形式的に不動産の所有権の移転さえあればその原因の如何を問わず、特に法定の非課税とされる場合(地方税法七三条の三ないし七)を除き不動産取得税を賦課すべきであるとした最高裁昭和四八年一一月一六日判決(民集二七巻一〇号一三三三頁)は、譲渡担保に関するものであつて、共有物分割あるいは財産分与に関するものではない。不動産の譲渡担保の場合は対内的には担保権の性格を持つとしても対外的には完全に所有権が移転するものであることは学説、判例とも争いのないところであり、これに課税するのは当然であつて、本件にこれをあてはめるのは妥当ではない。

(被控訴人代理人の主張)

一、控訴人の右主張第一項のうち、自治省が離婚による財産分与により得た不動産の取得にかかる不動産取得税の課税について非課税扱いとする場合のあることの通達をしていることに争わないが、その余は争う。右通達に離婚に際し夫婦共同生活中に夫婦の協力によつて取得した夫婦共有に属すると推定される夫婦共通の財産の清算としての財産分与について非課税扱をする旨通達しているのみで、本件の場合はこれに該当しない。

すなわち、「離婚に伴う財産分与」の性質、内容としては、(1)夫婦共同生活中に夫婦の協力によつて取得した共通の財産の清算、(2)離婚有責配偶者の相手方への損害賠償、(3)離婚後の扶養料の三つを含むと解されるところ、夫婦共同生活中に夫婦の協力によつて取得した夫婦の共有に属するものと推定される財産について(1)の性質、内容の財産分与として不動産の移転が行われた場合においては、形式的には財産権の移転が行われても実質的には他の配偶者に属する潜在的所

有権を確認するに過ぎないものとして非課税扱がなされることを上記自治省の通達は示したものに過ぎず、右(2)、(3)の性質、内容をもつ財産分与として不動産の所有権の移転が存する場合には実質的に不動産所有権の移転が生じたものとして課税の対象となることを否定するものではない。

二、控訴人の右主張第二項のうち、控訴人に対する本件各不動産の訴外Aの共有持分の移転原因は夫婦共通財産の清算としての財産分与であり、実質的には共有物の分割である、との主張は否認する。そもそも本件各不動産は、控訴人と訴外A夫婦が訴外亡B、同亡Cの各相続人として各相続によつて取得したものであり、右夫婦が夫婦共同生活中に夫婦の協力によつて取得した夫婦共有に属すると推定される財産には該当しない。右持分の移転は、実質的には、代物弁済又は売買若しくは交換と解するのか相当であり、不動産取得税の課税原因たる不動産の取得があることは明白であつて、不動産取得税の非課税の場合に該当せず、被控訴人の本件賦課決定に何らの違法の点はない。

(証拠関係) (省略)

〇 理由

一、当裁判所も控訴人の本訴請求は理由なきものと認める。その理由は、次のとおり付加、訂正するほか、原判決理由に記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

(一) 原判決六枚目裏一〇行目の「形式的に、」から同一一行目の「原始取得」 までを、「所有権移転の形式による不動産の取得」と訂正する。

(二) 原判決七枚目裏二行目の次に、「自治省が離婚による財産分与を原因とする不動産の取得にかかる不動産取得税の課税について非課税扱とする場合のある旨の通達を発していることは当事者間に争いがないが、成立に争いのない甲第一七号証によれば、右通達は、夫婦の一方の名義となつている財産が実は夫婦共同生活中に夫婦の協力によつて取得した夫婦共通の財産であり、したがつて他の配偶者の所有権が潜在している場合であつて、財産分与が夫婦共通の財産の清算としてその配偶者の潜在的所有権を確認する場合に関するものであることが認められ、財産分与であれば全て非課税扱とすべきことを通達したものとは認められない。

であれば全て非課税扱とするととの名は認められた、 がられば全て非課税扱との1ないし4、6の各物件は、もと控訴人の父亡Bの所である。 であったところ、同人が昭和三六年一二月二八日死亡したとの養子であったAの三名が相続し、Cが昭和三七年五月一つたことの養子であったAの三名が相続して各二分の一の持分とは引用部分)のとおりである。したがつて、右財産は活外の産いよのでの右相続分を控訴人とおりである。したがつて、右財産は活外の産いよのではないのよって取得したが婚姻中にその協力によって取得したが婚姻中にその協力によって取得したが関連を担訴を表現の一方の名義としたが始に他の配偶者が潜在のの財産でよるものではない。を有するものではない。存れは、大規模の知道を表現ではない。存れない、右財産に関する本件財産の如く非課税を自動ではない。すなわち、右財産に関する本件財産の如く非課税を自動を表現を表現ではない。すなわち、右物件についての持分の移転は、潜在的当時権の確認ではなく、まさに地方税法七三条の二第一項の『不動産の取得』に該当てのが相当である。と解するのが相当である。

を加える。 二、よつて、控訴人の本訴請求は理由がなく、これを棄却した原判決は相当であつ て、本件控訴は理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟 法九五条、八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 北浦憲二 弓削 孟 篠田省二)